

律第152号) 」と改定する。

繰上り給付の規程中「厚生年金保険法若しくは国民年金法」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)」とし、「船員保険法を」を「船員保険法(昭和14年法律第73号)を」と改定し、同法第9条中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。) 附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)」とし、「地方公務員等共済組合法」を「一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)」と改定する。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。